

調達要求番号：3SZ11A70005			
自衛隊福岡病院仕様書			
物品番号		仕様書番号	
自衛隊福岡病院清掃役務		福岡C一管-67	
	作成	H27年2月12日	
	変更		
	作成部課等名	総務部管理課 防衛技官 黒田英明	
<p>1 適用範囲 本仕様書は自衛隊福岡病院における自衛隊福岡病院清掃役務に必要な事項を規定する。</p> <p>2 場所 自衛隊福岡病院病院本館（手術室内廊下・感染性病室・精神科病室有り）、診療棟</p> <p>3 役務の概要 役務の概要については、調達要領指定書のとおり</p> <p>4 役務条件 請負業者は本役務の実施に当たり清掃管理業務責任者（以下「責任者」という）を1名選任し、書面により届出すること。責任者は、病院における清掃業務を3年以上経験し、「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」が実施する病院清掃業務受託責任者講習を終了した者とする。又、責任者は、自衛隊福岡病院を十分理解し、本業務を履行するために、必要な知識、経験を有する者とする。請負業者は、責任者を選任の上、監督官に届け出ること。（他の受注場所との兼務禁止）</p> <p>5 役務期間・実施日・実施時間・実施人員・実施場所・実施面積 実施日・実施時間・実施人員・実施場所・実施面積については、調達要領指定書のとおり</p> <p>6 清掃要領 清掃要領は、調達要領指定書のとおり</p> <p>7 清掃実施状況の確認 (1) 清掃道具等の確認は道具等の搬入時に検査官もしくは監督官がおこなう。 (2) 日常清掃の実施状況の確認は検査官もしくは監督官が清掃完了後におこなう。</p> <p>8 負担区分 (1) 自衛隊福岡病院負担分 ア 清掃に必要な光熱水料 イ 清掃道具保管場所の提供 ウ 衛生消耗品（トイレトーパー、春日市指定ゴミ袋、ハンドペーパー、便座拭取剤） エ 手術室廊下清掃道具（清掃衣、キャップ、マスク等） (2) 請負業者負担分 ア 清掃に必要な衣服、清掃機器・器材、床清掃用取替型立体吸着ウエットシート等の消耗品、便所汚物用ビニール袋等 イ 清掃日誌 ウ 新規清掃員の「麻疹・風疹・ムンプス・水痘」の抗体検査及び非抗体保持者のワクチン接種 エ 清掃員全員の「インフルエンザ等予防接種」「新型インフルエンザ予防接種」 オ その他上記「自衛隊福岡病院負担分」以外の全ての物等。</p> <p>9 賠償責任 作業中等に国有財産及び病院備品等に損害を与えた場合は早急に原型に復旧すること。</p> <p>10 提出書類 請負業者は、契約後早急に（令和5年3月24日までに）（1）～（6）の書類【各1部】を監督官に提示、提出すること。 (1) 医療法施行規則第9条の15第1号が求める「受託責任者の病院清掃に関する知識」を付与された者を有する事を証明する資格証明書類の写し。 (2) 医療法施行規則第9条の15第4号及び第5号が求める「標準作業書（作業マニュアル）」「業務案内書」 (3) 請負業者側責任者、清掃作業員、予備清掃作業員名簿 (4) 清掃作業員の健康診断書（提示のみ） (5) 通門許可申請用写真等（必要者のみ） (6) 新規清掃員の「麻疹・風疹・ムンプス・水痘」の抗体検査及び非抗体者のワクチン接種診断書（提示のみ）</p>			
			2ページ中の1ページ

## 11 日誌

清掃日誌は、自衛隊福岡病院制定の様式で清掃終了後提出すること。尚、日誌は請負業者負担とする。

## 12 一般事項

- (1) 日常清掃は必ず1回/日以上行うこと。但し、清掃後であっても汚れが発生した場合は、監督官等の指示により再度清掃を実施すること。(全てのトイレについては日に3回以上巡視し汚染箇所は清掃すること)
- (2) 清掃作業員は、会社の制服(エプロン不可)を着用し外来・入院患者等に不快感を与えぬように身だしなみに注意すること。又、会社名、氏名が記載され、顔写真入りの会社統一の名札を着用すること。
- (3) 設備・備品等に不良箇所を発見したときは、ただちに監督官等に報告すること。
- (4) 清掃作業は患者優先で実施すること。
- (5) 清掃作業員は作業用ゴム手袋をしたまま清掃関連道具以外のものに手を触れてはいけない。
- (6) 清掃作業員は作業前、作業後は手指等の消毒、うがいを実施すること。
- (7) 業者側責任者、清掃作業員(予備含む)が本業務遂行に支障を与えると監督官等が判断した場合は、病院の総意として交代を求めることができる。
- (8) 自衛隊福岡病院側の工事・訓練等により清掃が履行できなくなった場合は監督官が協議を行う。
- (9) 請負業者は業務時間及び業務時間外においても業務上知り得た個人情報等あらゆることを外部に漏らさないこと。
- (10) 病院敷地内は完全禁煙につき、敷地内での喫煙は禁止する。

## 13 道具庫、更衣室

清掃道具及び消耗品等収納場所、作業員の更衣室として、病院本館地階に部屋を無償で提供する。

## 14 その他

- (1) 請負業者は、従事者に対し最低賃金法における地域最低賃金を遵守すること。
- (2) 清掃作業員の、自動車の乗り入れ禁止する。

## 15 従事者の健康管理及び感染防止対策

清掃作業従事者は医療従事者と同様に感染源となる可能性と感染を受ける可能性を有しているため清掃に従事する請負業者に対して以下のことを行うこと。

## (1) 健康診断等

- ア 定期健康診断を受けること。
- イ 体調チェックを毎日行い「発熱」「下痢」「咳」がある場合は、作業責任者に報告し、作業責任者は監督官に報告すること。

## (2) ワクチンの接種

- ア 院内感染対策上、「麻疹・風疹・ムンプス・水痘」の疾患に対する十分な抗体価をもつ者を、病院清掃に従事させること。なお、抗体価を持たない者はワクチンを接種すること。
- イ 11月下旬にはインフルエンザのワクチン接種を実施する事。

調達要領指定書	調達要求番号	3SZ11A70005
	調達要求年月日	令和5年1月23日
	作成部・課	総務部 管理課
	作成年月日	令和5年1月20日
自衛隊福岡病院清掃役務		
福病C-管-67		

## 1 役務の概要

- (1) 日常清掃
- (2) 廃棄物（一般廃棄物）回収及び病院敷地内廃棄物置き場までの搬送
- (3) 消耗品（トイレトペーパー、ペーパータオル等）交換、補充
- (4) 玄関マットの清掃
- (5) その他付随する業務

## 2 役務期間、実施日、実施時間、実施人員、実施場所、実施面積

- (1) 役務期間 2023年4月1日～2024年3月31日
- (2) 実施日
  - ア 平日（245日）
  - イ 土日祭日・年末年始閉庁日のうち第3日曜日及び5月5日、12月31日（14日）
  - ウ 別紙第1「清掃実施日程表」参照
- (3) 実施時間
  - ア 平日 0815～1700
  - イ 休日 0815～1200
  - ウ 予定していた業務が履行できなかった場合は請負業者は監督官の承認を得て上記時間外に業務を実施すること。
- (4) 実施人員
  - ア 平日0815～1200の間：3名
  - イ 平日1300～1700の間：2名（1名は0815～1700の連続であること）
  - ウ 休日0815～1200の間：2名
- (5) 実施場所  
別図第1～別図第11のとおり
- (6) 実施面積  
別表「清掃面積等一覧表」のとおり
- (7) 清掃要領  
別紙第2「清掃実施細部要領」のとおり

# 清掃実施日程表

 清掃実施日 (平日)  
 清掃実施日 (休日)

4月 平日 20 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月 平日 20 休日 2

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月 平日 22 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月 平日 20 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月 平日 22 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月 平日 20 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 平日 21 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月 平日 20 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月 平日 21 休日 2

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月 平日 19 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

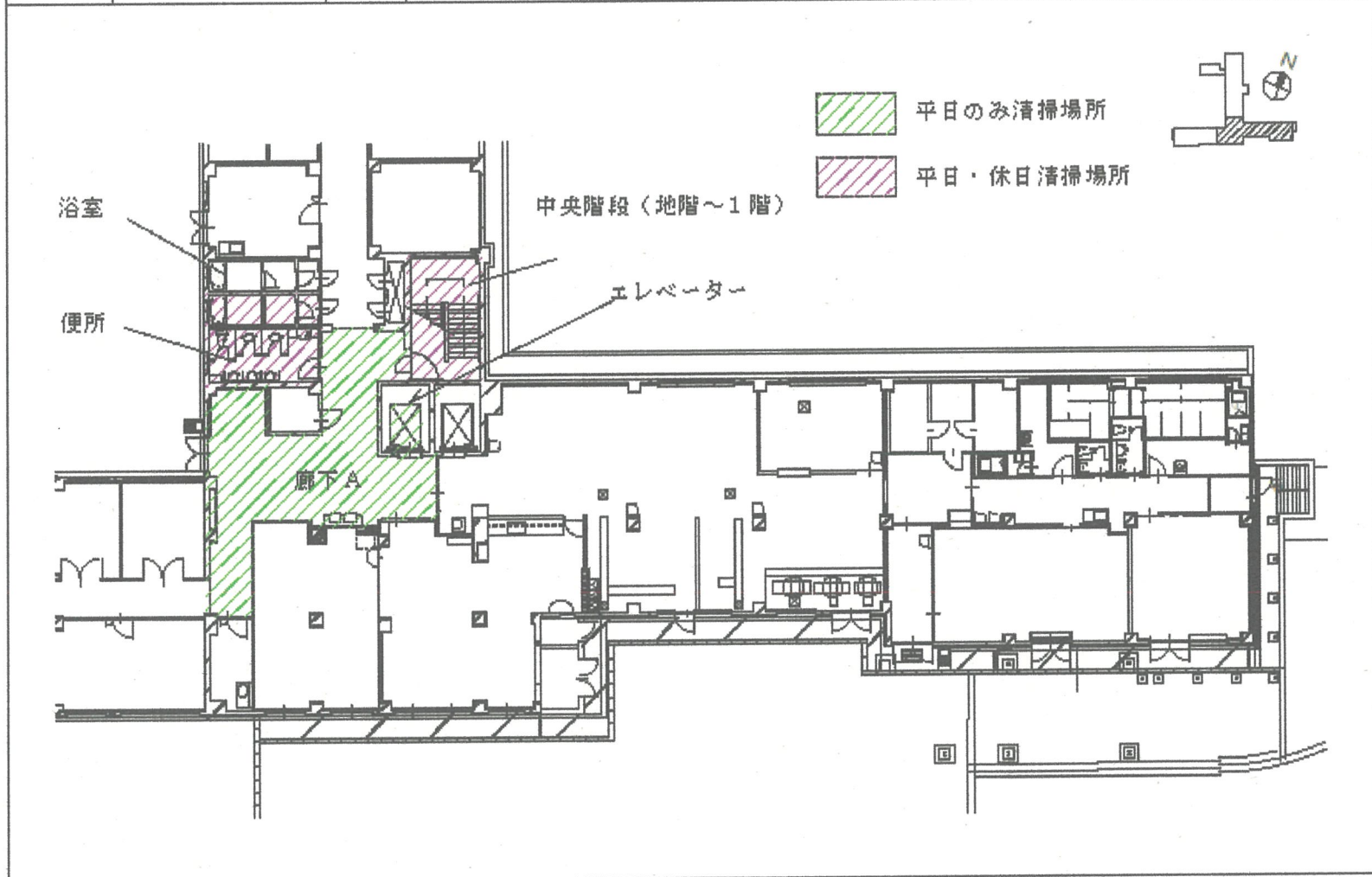
2月 平日 19 休日 1

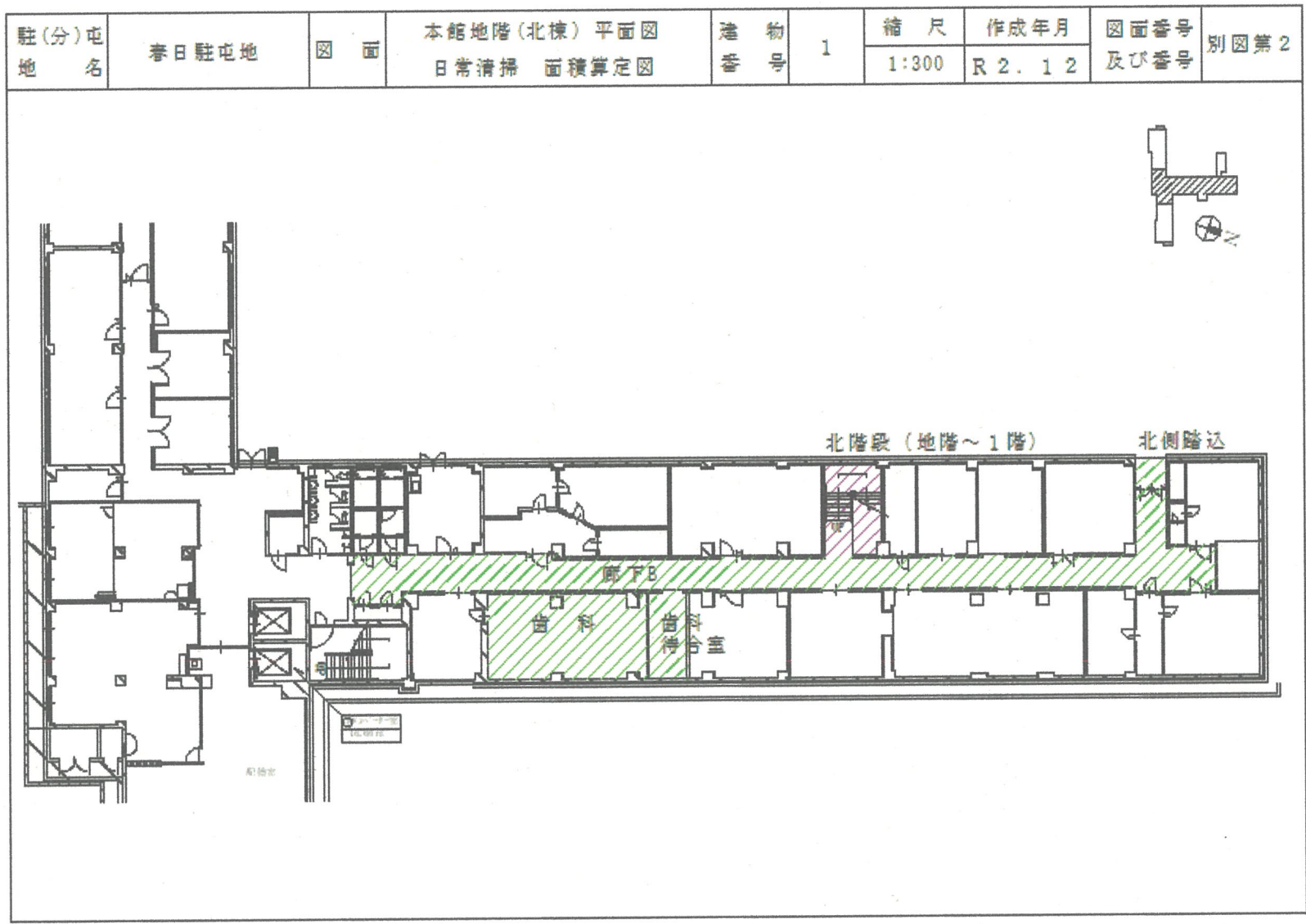
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 平日 21 休日 1

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館地階(東棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第1
						1:250	R2.12		

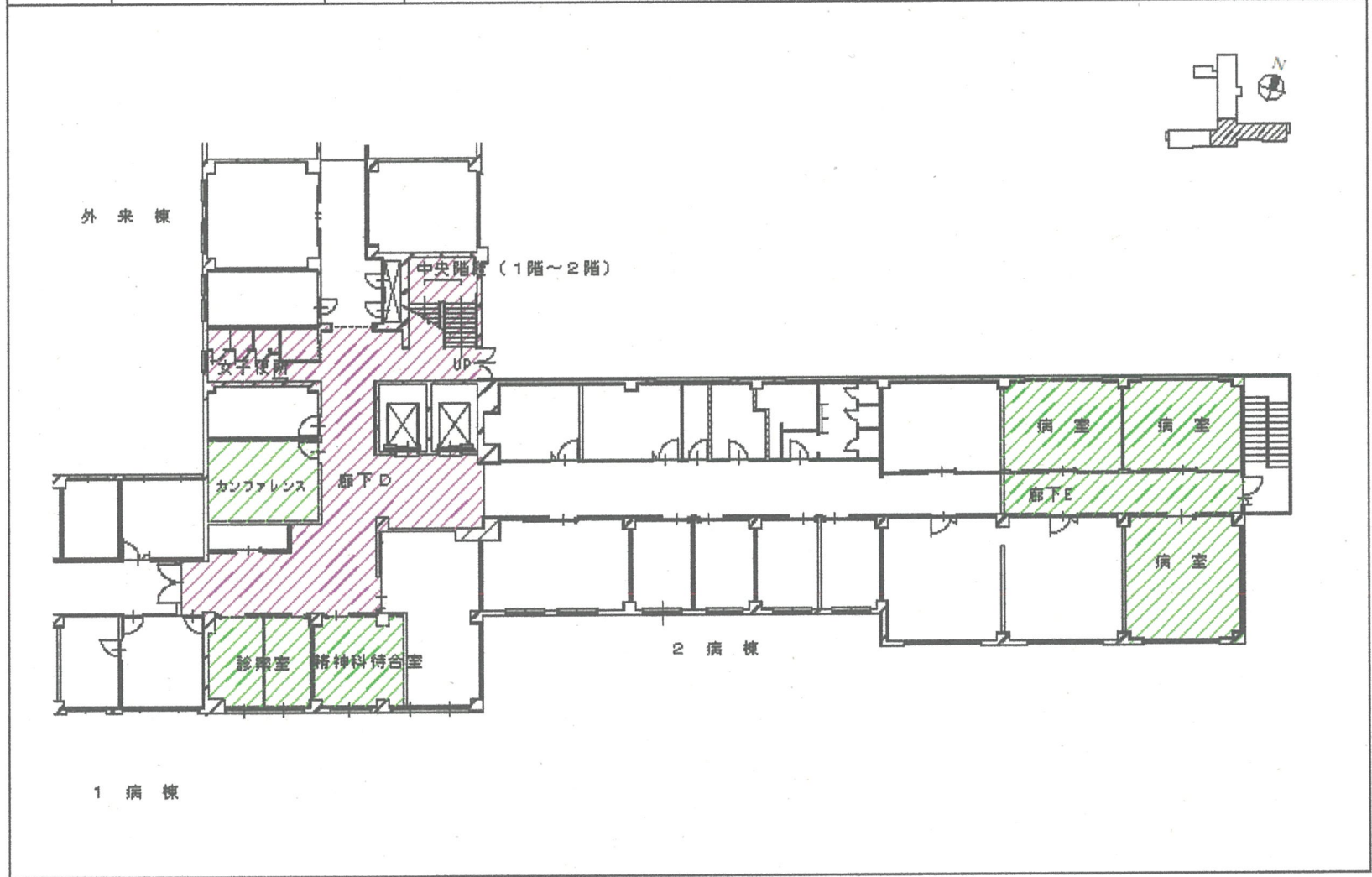




駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館1階(西棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第3
						1:250	R 2. 1 2		

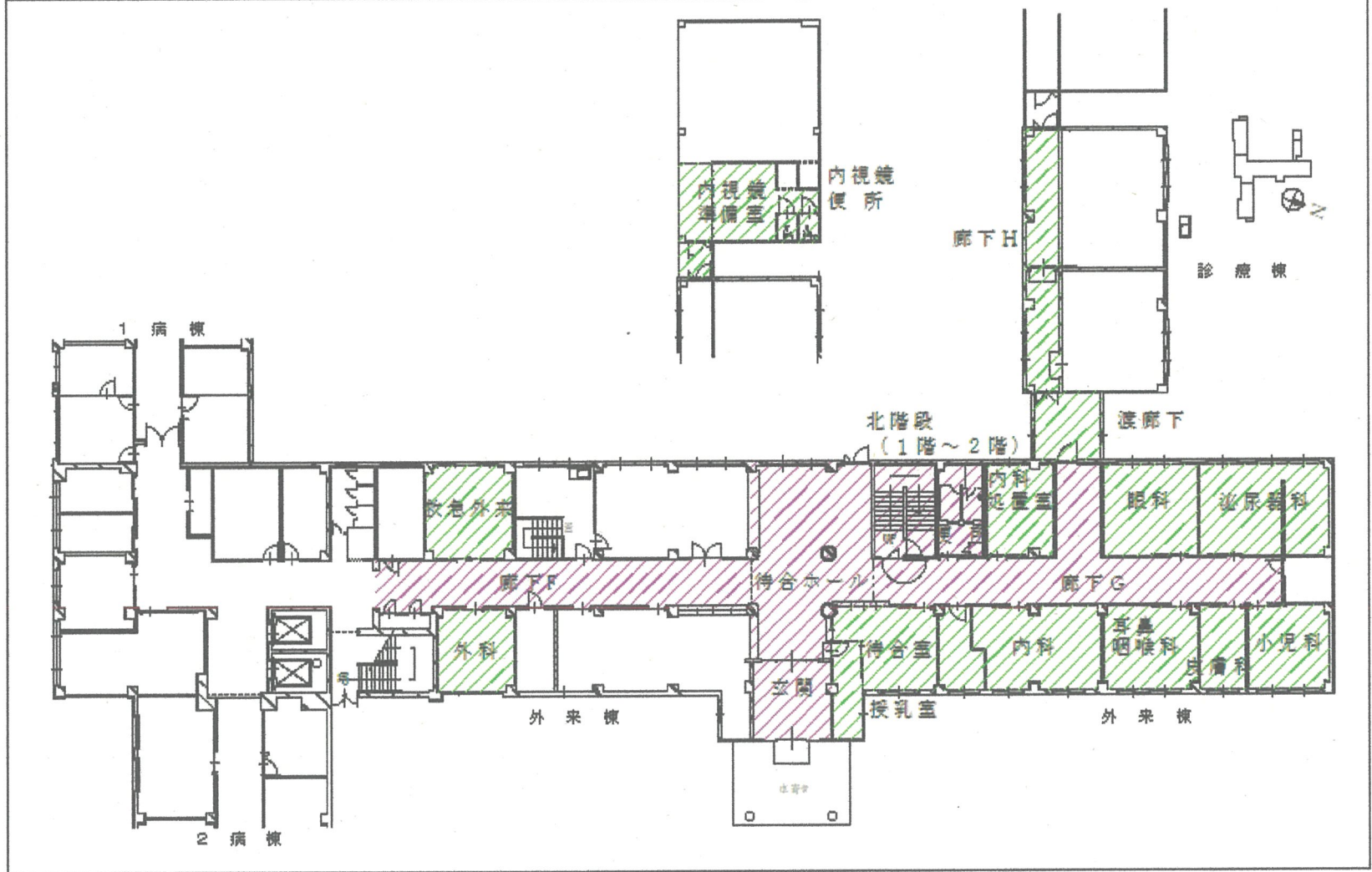


駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館1階東側 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第4
						1:250	R2.12		

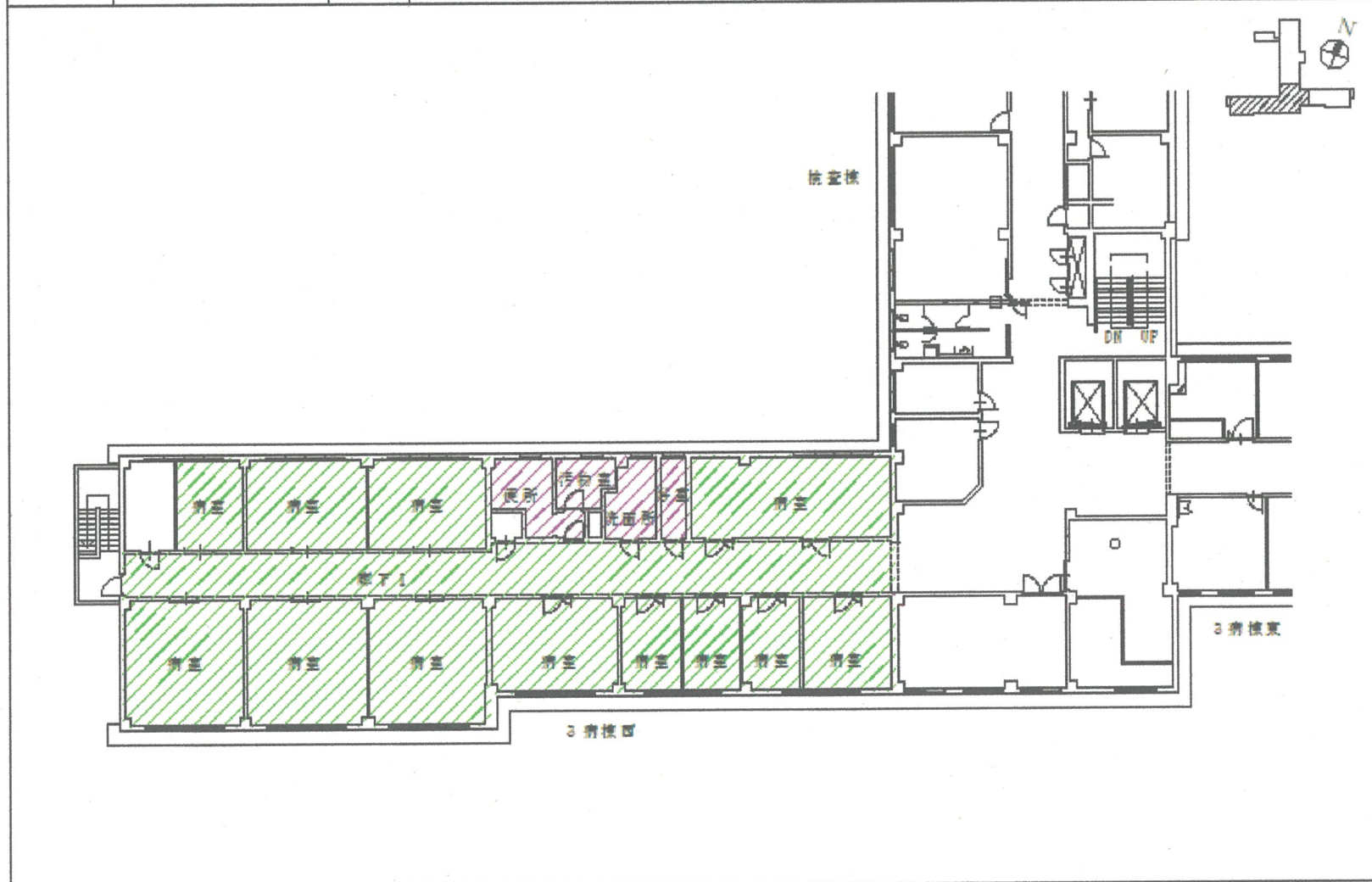




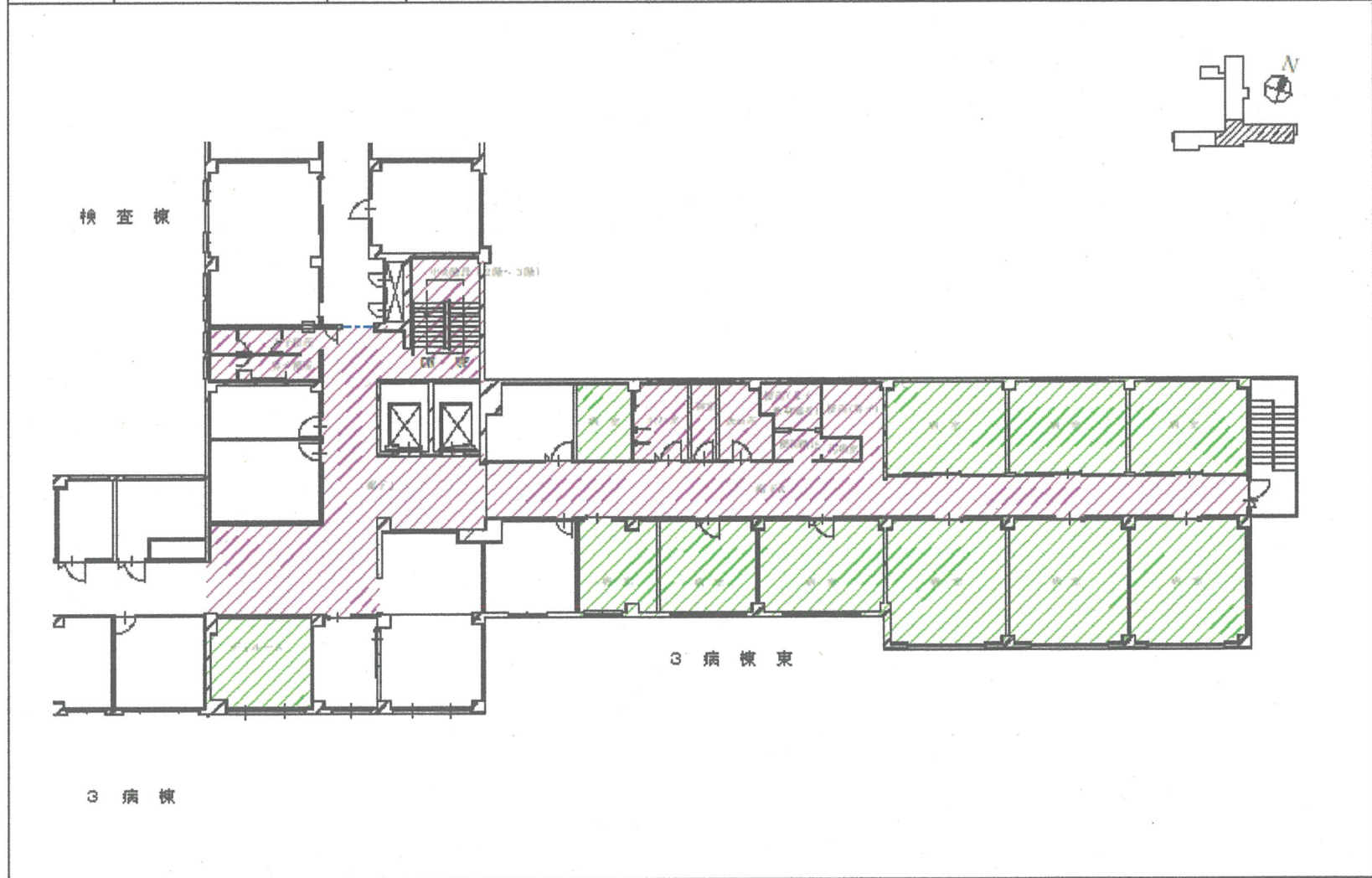
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館1階北(外来棟) 日常清掃面積算定図	意符 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第5
						1:300	R 2. 1 2		



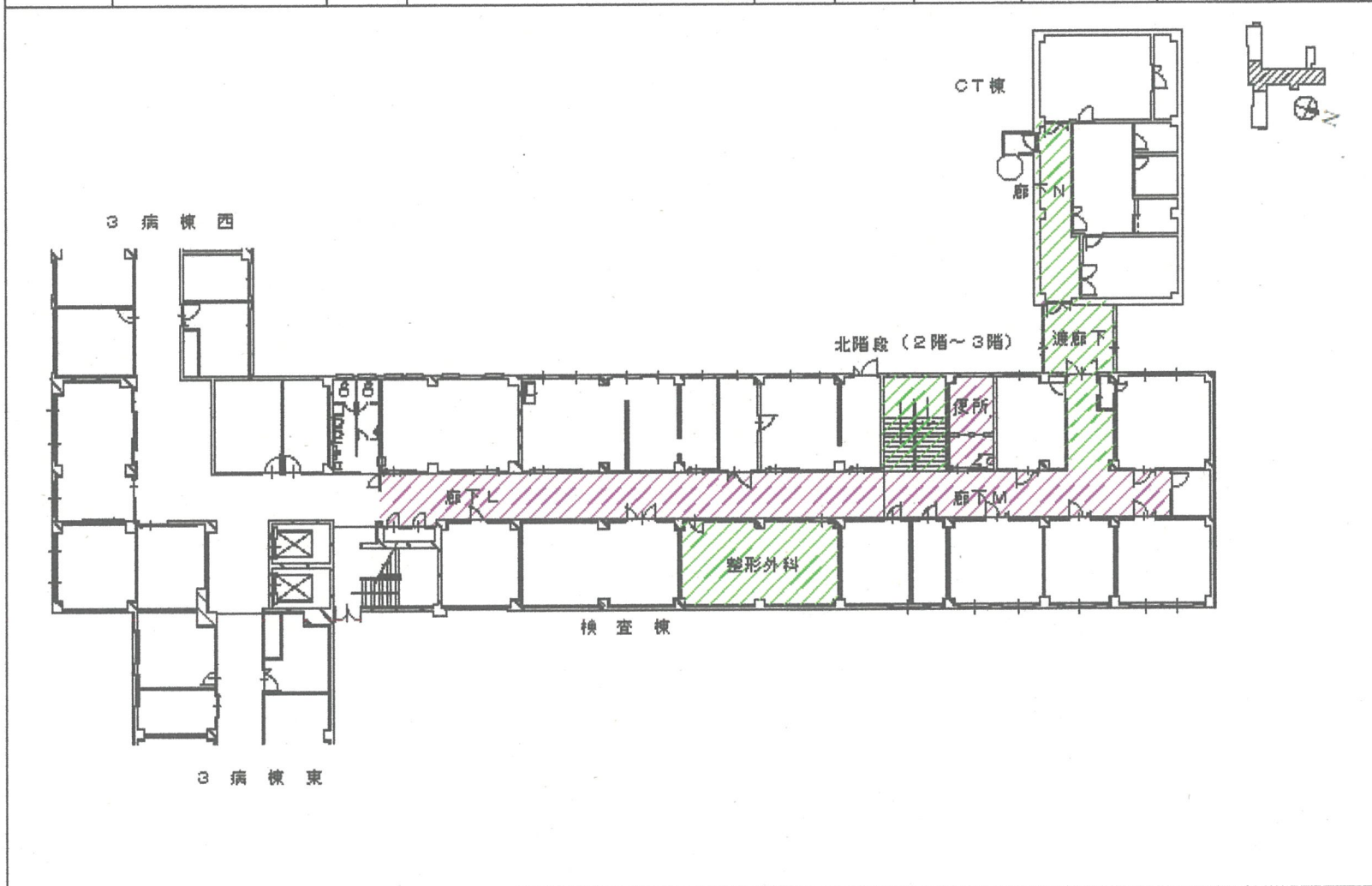
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館2階(西棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別紙第6
						1:500	R2.12		



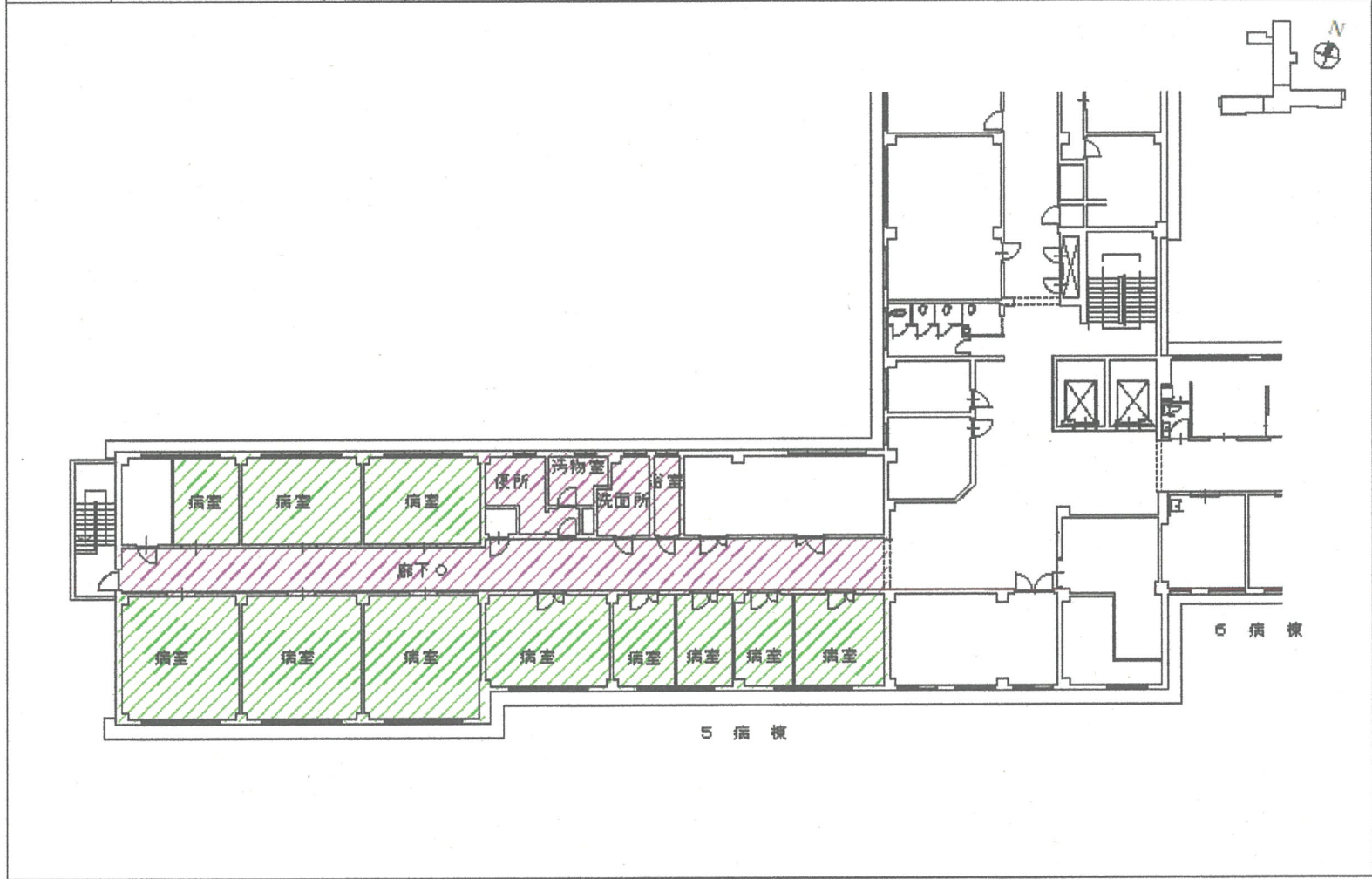
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館2階(東棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別紙第7
						1:250	R2.12		



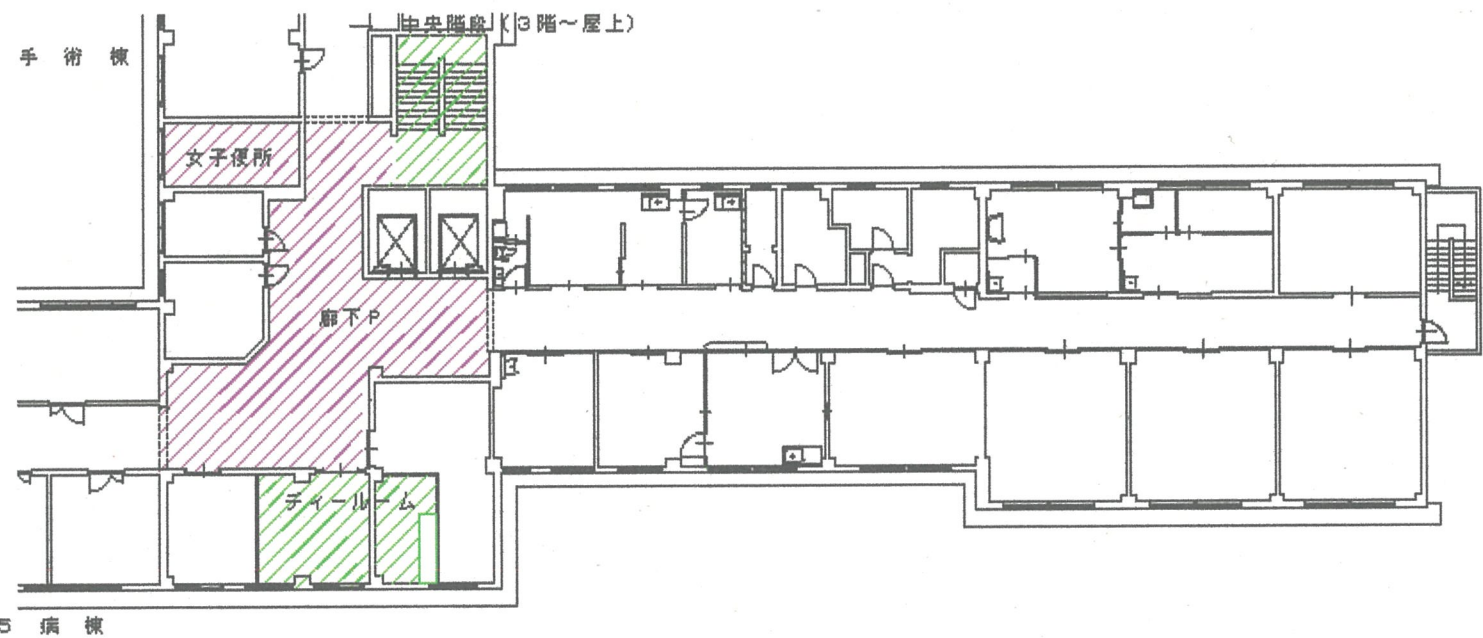
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館2階北側 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第8
						1:250	R 2. 1 2		



駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(西棟) 日常清掃面積算定図	建 物 番 号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第○
						1:250	R 2. 1 2		

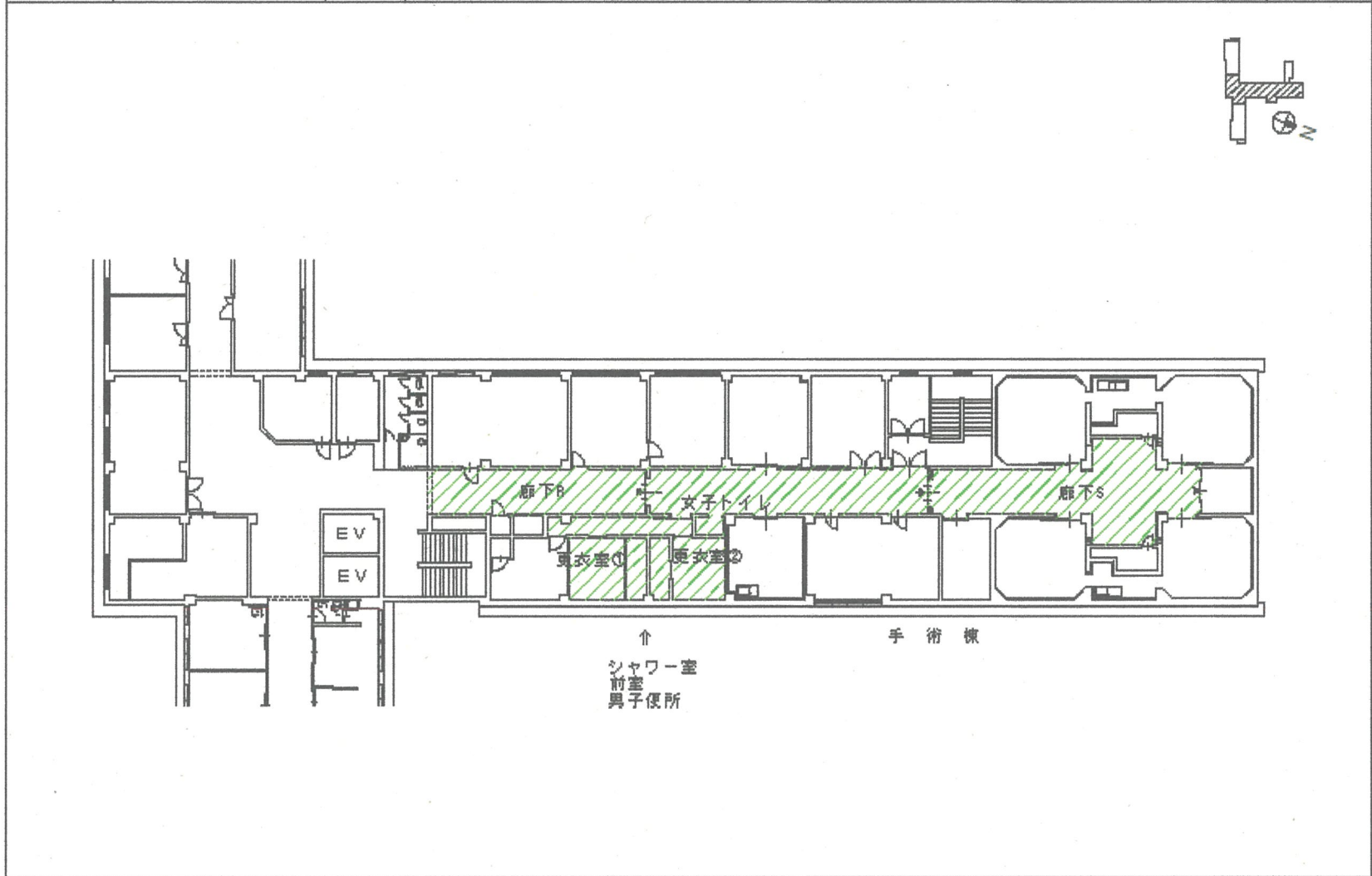


駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(東棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第10
						1:250	R2.12		



5 病棟

駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(手術棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第11
						1:300	R 2. 1 2		



清掃面積等一覧表

単位：㎡

階数	室名等	面積	床材	平日	休日	備考
地階東	廊下A	72.00	弾性床	○		
〃	中央階段	21.33	弾性床	○	○	地階～1階
〃	便所	14.57	硬質床	○	○	
〃	浴室	8.64	硬質床	○	○	
〃	エレベーター	3.18	弾性床	○		
地階北	廊下B	133.22	弾性床	○		
〃	歯科待合室	13.25	弾性床	○		
〃	歯科	47.20	弾性床	○		
〃	北階段	20.51	弾性床	○	○	地階～1階
〃	北側踏込	3.49	硬質床	○		
	日常清掃面積	337.39				
	休日実施面積	65.05				

階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
1階西	廊下C (1病棟)	93.86	弾性床	○	○	
〃	ティールーム	36.66	弾性床	○		
〃	便所 (1病棟)	9.00	硬質床	○	○	
〃	汚物室 (1病棟)	8.97	硬質床	○	○	
〃	洗面所 (1病棟)	7.80	硬質床	○	○	
〃	浴室 (1病棟)	8.19	硬質床	○	○	
〃	病室 (1病棟)	188.07	弾性床	○		
〃	診察室 (1病棟)	12.10	弾性床	○		
1階東	廊下D	81.60	弾性床	○	○	
〃	女子便所	14.57	硬質床	○	○	
〃	中央階段	21.33	弾性床	○	○	1階～2階
〃	廊下E	11.28	弾性床	○		
〃	2病棟病室	83.19	弾性床	○		
1階北	廊下F	58.92	弾性床	○	○	
〃	廊下G	77.22	弾性床	○	○	
〃	待合室	24.19	弾性床	○		
〃	待合ホール	69.76	弾性床	○	○	
〃	玄関	20.33	硬質床	○	○	
〃	北階段	19.44	弾性床	○	○	1階～2階
〃	便所	14.58	硬質床	○	○	
〃	渡廊下	15.84	弾性床	○		
〃	廊下H	34.13	弾性床	○		
〃	内視鏡準備室	30.22	弾性床	○		
〃	内視鏡便所	3.85	弾性床	○		
〃	外科	22.00	弾性床	○		
〃	内科	46.80	弾性床	○		
〃	耳鼻咽喉科	26.10	弾性床	○		
〃	皮膚科	13.80	弾性床	○		
〃	小児科	23.30	弾性床	○		
〃	泌尿器科	40.00	弾性床	○		
〃	眼科	29.30	弾性床	○		
〃	内科処置室	21.70	弾性床	○		
〃	授乳室	10.07	弾性床	○		
〃	救急外来	27.74	弾性床	○		
1階東	診察室	18.60	弾性床	○		
〃	精神科待合室	17.20	弾性床	○		
	日常清掃面積	1241.71				
	休日実施面積	505.57				



階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
2階西	廊下I	87.02	弾性床	○		
	便所	11.63	硬質床	○	○	
	汚物室	6.52	硬質床	○	○	
	洗面所	7.80	硬質床	○	○	
	浴室	5.46	硬質床	○	○	
	3病棟西病室	288.70	弾性床	○		
2階東	廊下J	63.74	弾性床	○	○	
	ディルーム	19.98	弾性床	○		
	女子便所	7.13	硬質床	○	○	
	男子便所	7.44	硬質床	○	○	
	中央階段	21.17	弾性床	○	○	2階～3階
	廊下K	85.50	弾性床	○	○	
	シャワー室	10.26	硬質床	○	○	
	浴室	5.32	硬質床	○	○	
	洗面所	8.98	硬質床	○	○	
	汚物室	1.99	硬質床	○	○	
	便所(女子兼身障者)	6.39	硬質床	○	○	
	便所踏込	2.53	硬質床	○	○	
	便所(男子)	9.41	硬質床	○	○	
	3病棟東病室	255.51	弾性床	○		
2階北	廊下L	83.43	弾性床	○	○	
	廊下M	56.25	弾性床	○	○	
	便所	14.58	硬質床	○	○	
	北階段	19.44	弾性床	○		2階～3階
	渡廊下	16.11	弾性床	○		
	整形外科	83.43	弾性床	○		
	廊下N	21.28	弾性床	○		
	日常清掃面積	1207.00				
	休日実施面積	415.53				

階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
3階西	廊下O	87.02	弾性床	○	○	
	便所	11.63	硬質床	○	○	
	汚物室	6.52	硬質床	○	○	
	洗面所	7.80	硬質床	○	○	
	浴室	5.46	硬質床	○	○	
	5病棟病室	250.87	弾性床	○		
3階東	廊下P	63.74	弾性床	○	○	
	ディルーム	28.28	弾性床	○		
	女子便所	14.70	硬質床	○	○	
	中央階段	22.95	弾性床	○		3階～屋上
3階北	廊下R	76.16	弾性床	○		
	廊下S	54.91	弾性床	○		
	更衣室①	14.48	弾性床	○		
	更衣室②	11.84	弾性床	○		
	シャワー室	1.25	弾性床	○		
	前室	1.47	弾性床	○		
	男子便所	1.35	弾性床	○		
	女子便所	2.30	弾性床	○		
	日常清掃面積	662.73				
	休日実施面積	196.87				
	日常清掃面積合計	3448.83				
	休日実施面積合計	1183.02				

## 清掃実施細部要領

請負業者は以下の点を遵守した作業マニュアルを作成し、実施しなければならない。

又、作業に用いる全ての清掃器具、手袋、サージカルマスク、制服、ガウン等は請負業者が準備する。清掃実施する場合、防護具として、使い捨て手袋を着用して、作業場所ごとに交換すること。作業した手袋で清潔になった場所は触らない。

## 1 日常清掃の細部事項

- (1) 床はディスポーザブル（使い捨て）取替式ウエットシートモップ、真空掃除機で除塵するほか、清水拭きを行う。ひどい汚れは、洗剤等を除去すること。  
ただし、病室、外来、待合ホール、待合室、その他清潔を保持する場所は、高性能エアフィルター付掃除機を使用すること。
- (2) 塵芥・くず箱の清掃については官側が提供する春日市指定袋に収集し、くず箱等は、常に清潔を保持すること。
- (3) トイレの床・便器・洗浄便座ノズル・手洗い器・流し台の清掃において汚れがひどい場合は適切な洗剤で汚れをすること。床に落ちている水滴はモップ等で随時拭き取ること。便器及び便器周りにより丁寧に汚れを洗浄すること。感染者使用便所のトイレ便座は消毒液で、消毒拭きをし、清潔を保持すること。  
又、清掃に使用した手袋はトイレごと交換して感染予防に努めること。  
又、トイレの状態（便器等）の確認（9時・12時・16時）及び清掃をすること。
- (4) 手摺・ドアノブ・エレベーターのタッチ部分など不特定多数の人間の手が触れる回数の多い箇所の清掃は、消毒液を用いて消毒拭きをするものとし、窓枠、窓台、カウンターなどは、真空掃除機または静電気モップ等を使用し、除塵作業を行う。なお、拭き掃除に使用する消毒剤は使用前に委託者と協議し、承認を得たものを使用する。
- (5) 扉、階段、洗面所等の金具は常に光沢を出すように努めること。
- (6) 浴室（シャワールームを含む）の清掃及び排水溝の清掃は洗剤を使用し、清水で洗い流し乾燥状態となるようにする。また、細菌の発生がないように十分注意すること。黴等の除去について薬品を使用する場合は、監督官の指示をうけること。
- (7) ゴミ・塵芥収集作業にあたっては、随時病院内の巡回を行い、環境整備維持に努めるものとする。
- (8) エレベーターは常時使用するため、清掃にあたっては、短時間で作業を完了するように努める。
- (9) 正面玄関の窓ガラスは汚れのないよう毎日汚れを拭き取り、くもりのないようにすること。また高所のクモの巣除去等を1回/週以上実施する。
- (10) ホール、外来待合コーナー、デイルーム等のテーブル、椅子、ソファの除塵または洗剤拭き清掃を随時実施清掃を随時実施する。
- (11) 感染症病室含め病室内の清掃については、ベッドの下、床頭台周辺は常に留意すること。  
作業に使用する作業用品は部屋ごとに交換し感染予防に努める。また病室の日常清掃では、患者の安静を害することのないよう配慮する。
- (12) 病室内の清掃は、原則、休日清掃日以外毎日実施し、美観及び環境衛生の向上に努めるものとする。
- (13) 感染症患者の病室を清掃する際には、エプロンまたはガウン・使い捨てマスク・使い捨て手袋を着用し、作業を実施する。消毒液は病院感染防止の観点から、官側が指定するものを使用し、請負業者は作業時これ以外の消毒液を使用してはならない。
- (14) 作業中、床面等に付着している血液・体液等を発見した際は、速やかに当該病棟師長または監督官へ報告し、指示を仰ぐ。
- (15) 雨天、積雪等により玄関、廊下等の汚れがひどい場合は迅速に対応すること。
- (16) トイレトペーパー、石鹸液、ペーパータオル等の衛生材料は自衛隊福岡病院が準備し使用に支障のないよう請負業者が補充するものとする。

## 2 日常清掃に使用する材料器材

- (1) 作業に使用する材料及び器材は全て各用途に適合した品質良好のものとし、請負業者で準備するものとする。
- (2) トイレ清掃は感染症予防に最大限注意して実施できる器具を使用すること。

## 3 廃棄物の収集・運搬

塵芥等の収集及び運搬の際、患者、外来者、病院職員の通行の妨げとならないよう注意するとともに、塵芥等の飛散流出等の事故がないように配慮すること。

## 4 感染症病室での清掃

感染症病室に出入りする際は、感染経路別表示マークを確認し、以下の要領で入退室する。

- (1) 空気感染対策  
ア 病室に入る前にN95マスク（官側支給）、手袋を装着する。  
イ これらの防護具は1部屋ごと交換はすること。
- (2) 飛まつ感染対策  
ア 病室に入る前にサージカルマスク（請負業者準備）を装着する。  
イ これらの防護具は1部屋ごと交換はすること。

## (3) 接触感染対策

ア 患者の病室に入室する前に手袋、ガウンを装着する。これらの防護具は1部屋ごと交換すること。

イ これらの防護具は1部屋ごと交換すること。

## 5 ゾーニング及びカラーコードによる区分並びにモップ、クロスの運用

(1) 清掃にあたり、洗浄度レベルに応じて作業区域を分類する。作業区域のカラーコードは、次のとおりとする

区域分類	カラーコード	該当室	清掃方式
汚染管理区域	黄色	感染症病室	オフ
汚染拡散防止区域	赤	トイレ・汚物室	オフ
通常医療区域	緑	病室、処置室	オフ
一般区域	青	その他の全て	オン

ア オフ スペアのモップ・クロスを多数用意して清潔なものに交換しながら清掃実施し、最後一括して洗濯する方式。

イ オン オフでない方式。